

## 高知県有機農業推進基本計画

### はじめに

高知県では平成6年3月に高知県環境保全型農業推進基本方針を策定し、国の「有機農産物及び特別栽培農産物に係る表示ガイドライン」をもとにした、高知県特別栽培農産物表示認証制度（県認証）をスタートさせ、全国的にも早い時期から環境保全型農業への取り組みを開始した。

平成7年には、環境保全型農業を推進する中核機関として「環境保全型畑作振興センター」を設置し、体系化した環境保全型農業栽培技術の実証や展示等を行うことなどにより、当該農業の推進を重点課題に位置付けた。

また、県農業技術センターにおいては、病害抵抗性品種の育成、天敵・交配昆虫の利用法や物理的防除法の検討など、化学合成農薬に頼らない栽培技術の研究が進み、これらの成果を基礎としたIPM技術が、安芸地域を中心に導入されている。このほか、嶺北地域を中心としたISO14001による環境マネジメントシステムへの取り組みなど環境に配慮した持続的な農業が普及しつつある。

有機農業については、全国的な動向と同様に、一部の流通業者、消費者との結びつきを基本とした有機農業者が県内に点在する状況が続いており、JAS法に基づく有機農産物認証制度（有機JAS認定）や高知県無農薬・減農薬栽培農産物認証、国による特別栽培農産物に係る表示ガイドライン等を活用した生産販売の実態はあるが、その流通は特定の流通業者等に限られ、また、これらの制度・表示によらない栽培、流通実態もみられる。

このような状況のなか、国は、有機農業の推進に関する基本理念を明らかにするとともに、有機農業の推進に関する施策を総合的に講じることにより、我が国における有機農業の確立とその発展を目指すため、有機農業の推進に関する法律（平成18年法律第112号。以下「有機農業推進法」という。）を制定し、平成18年12月の施行に続き、平成19年4月27日には、「有機農業の推進に関する基本的な方針」を策定した。

一方、本県においては、有機JAS認定を目指す県内農業者を支援するため、平成14年からNPO法人が有機JAS認定業務を開始する平成18年まで、県が登録認定機関として有機農産物等の認定業務を行ってきたほか、平成17年度からはNPO法人と協働して、有機農業を目指す人達の技術研修や就農の支援を行っている。

また、平成19年9月には県内の有機農業者、関連NPO法人、流通販売業者等から構成される高知県有機農業推進連絡協議会が設立されるなど有機農業推進への機運が高まっている。

このため、県は、平成19年1月に策定された「こうち農業・農村振興指針」をもとに、同年4月、「高知県環境保全型農業総合推進プラン」において、国の「有機農業推進法」及び「有機農業の推進に関する基本的な方針」に基づく県推進計画の策定や、有機農業技術の体系化を行い、有機農業の一層の普及推進を図ることとした。

この、高知県有機農業推進基本計画（以下、「推進基本計画」という。）における有機農業とは、有機農業推進法第2条に定められた「化学的に合成された肥料及び農薬を使用しないこと並びに遺伝子組換え技術を利用しないことを基本として、農業生産に由来する環境への負荷をできる限り低減した農業生産の方法を用いて行われる農業」とし、また、有機農業推進法第7条第1項の規定に基づいて策定するものであり、本県における有機農業

の推進に関する施策を総合的かつ計画的に講じるために必要な基本的な計画を定めるとともに、市町村における有機農業の推進に関する施策についての基本となるものである。

今後は、この推進基本計画に基づき、県および市町村は、透明性、公平性の確保に留意しつつ、農業者その他の関係者及び消費者の協力を得て有機農業の推進に取り組むものとする。

なお、推進基本計画は、平成19年度からおおむね5年間を対象として定めるものとし、さらにこの計画に基づき、県は市町村、関係機関、有機農業者等の意見を反映した具体的な年次別推進計画を策定するとともに、効率的な計画実施と進行管理を行うものとする。

## 第1 有機農業の推進及び普及の目標に関する事項

### 1 目標の設定の考え方

農業者が容易に有機農業に従事できるようにすること、農業者その他の関係者が有機農業による農産物の生産、流通又は販売に積極的に取り組めるようにすることなど、有機農業推進法に定める基本理念に即し、有機農業の推進及び普及に当たっての県、市町村、農業者その他の関係者及び消費者の共通の目標を掲げることとする。

特に、県においては、高知県環境保全型農業総合推進プランに有機農業の支援を位置づけ、推進体制の整備とともに、有機農業に関する技術体系の確立に重点を置いて目標を設定するものとする。

### 2 有機農業の推進及び普及の目標

#### (1) 有機農業に関する技術の開発・体系化

県内の有機農業者の栽培技術を基本とし、必要に応じて、試験研究独立行政法人、各都道府県、大学、有機農業者、民間団体等で開発され、実践されている様々な技術を組み合わせた実証試験を県環境保全型畑作振興センターで実施し、この結果等を基に本県における有機農産物の品目別栽培指針（おおむね25品目程度）を作成することにより、有機農業での就農を目指す農業者が安定的に品質・収量を確保できる有機農業の技術体系の確立を目指す。

#### (2) 有機農業に関する普及指導の強化

国等の研修事業を活用するとともに、先進的な有機農業者との連携を強化しつつ、意欲的な農業者への支援を行うことができるよう農業振興センターにおける普及指導員の資質向上に努め、有機農業の指導強化を図る。

#### (3) 有機農業に対する消費者の理解の増進

県の実施する各種イベントにおけるPRやインターネット等を通じて、有機農業に対する消費者の理解の増進を図る。またアンケートやモニター調査等を実施し、有機農業が化学肥料及び農薬を使用しないこと等を基本とする環境と調和のとれた農業であることを知る県内消費者の割合を、平成23年度までに75%以上とすることを目指す。

#### (4) 市町村における有機農業の推進体制の強化

県内各地において国の基本方針、県の推進基本計画に基づく取組を進めるため、有機農業者や有機農業の推進に取り組む民間の団体等をはじめ、流通業者、販売業者、実需者、消費者、行政部局、農業団体等で構成する有機農業の推進を目的とす

る体制が整備されている市町村の割合を、平成23年度までに50%以上とすることを旨とする。

## 第2 有機農業の推進に関する施策に関する事項

### 1 有機農業者等の支援

#### (1) 有機農業の取組に対する支援

県は、有機農業に必要な技術の導入を支援するため、高知県環境保全型農業普及推進事業費補助金等の活用を努める。

さらに、有機農業による地域農業の振興を県内に展開していくため、県は、そのモデルとなり得る有機農業を核とした地域振興計画を策定した市町村に対し、当該地域振興計画の達成に必要な支援を行うとともに、有機農業者、市町村、農業団体、有機農業の推進に取り組む民間の団体等の協力を得て、地域における有機農業に関する技術の実証及び習得の支援を行う。

#### (2) 新たに有機農業を行おうとする者への支援

県及び市町村は、関係団体と連携・協力して、有機農業を行おうとする新規就農希望者等が円滑に就農できるよう、就農相談、県立農業大学校やNPO法人との協働による研修施設での実践者の育成、有機農業の推進に取り組む民間の団体等における研修教育の推進、就農支援資金の貸付けによる支援等に努める。

また、新たに有機農業を行おうとする者に対して適切な指導及び助言が行われるよう、県は、有機農業者や有機農業の推進に取り組む民間の団体等と連携・協力して、県、市町村及び農業団体の職員等を対象に、必要な情報の提供を行うとともに、有機農業の意義や実態、有機農業の取組を支援できる各種施策に関する知識、有機農業に関する技術等を習得させるための研修を実施する。

#### (3) 有機農業により生産される農産物の流通・販売面の支援

県は、有機農業者に対し、JAS法に基づく有機農産物の日本農林規格（平成17年10月27日農林水産省告示第1605号）や生産情報公表農産物の日本農林規格（平成17年6月30日農林水産省告示第1163号）、特別栽培農産物に係る表示ガイドライン等の活用、農産物の生産・出荷情報を流通業者、販売業者、実需者及び消費者に広く提供するネットカタログ等を利用した情報の受発信を積極的に働きかけるとともに、有機JAS認定に必要な費用の一部を助成する補助金制度を一定期間運用する。

また、直売施設やインターネットを利用した販売活動等に取り組む有機農業者に対し、消費者や実需者との情報の受発信を積極的に働きかける。

さらに、農産物直売施設等の整備を支援するとともに、相当程度の量でまとまって有機農業により生産される農産物を確保できる場合は、関係団体と連携・協力して、流通業関係者と有機農業者、農業団体等との意見交換や交流の場の設定に努める。

### 2 技術開発等の促進

#### (1) 有機農業に関する技術の研究開発の促進

県は国と協力して、有機農業者をはじめ民間の団体等で開発、実践されている様々な技術を探るとともに、これらの技術を適切に組み合わせること等により、

品質や収量を安定的に確保できる有機農業の技術体系を確立するため、当該技術の導入効果、適用条件を把握するための実証試験を県環境保全型畑作振興センターにおいて取り組む。

市町村及び農業振興センターにおいては、その立地条件に適応した有機農業に関する技術の研究開発、他の研究機関等が開発した技術を含む新たな技術を地域の農業生産の現場に適用するために必要な実証ほの設置等に取り組むよう努める。

## (2) 研究開発成果の普及促進

県及び市町村は、有機農業に関する有用な技術の研究開発の成果を普及するため、研究開発の成果に関する情報の提供に努めるとともに、農業振興センターを中心に、地域の実情に応じ、市町村、農業団体等の地域の関係機関や、有機農業者、民間の団体等と連携・協力して、農業者への研究開発成果の普及に努める。

また、有機農業者及び今後、有機農業を行おうとする者に対し、新たな研究開発の成果、知見に基づく効果的な指導及び助言が行われるよう、県は、有機農業者の協力を得て、普及指導員等に対する有機農業に関する研究開発の成果等に係る技術及び知識を習得させるための研修の内容・情報提供の充実を図るとともに、有機農業者等の技術に対するニーズを的確に把握し、それを試験研究機関における研究開発に反映させるよう努める。

## 3 消費者の理解と関心の増進

県及び市町村は、有機農業に対する消費者の理解と関心を増進するため、有機農業者と消費者との連携を基本としつつ、インターネットの活用等による情報の受発信、資料の提供等を通じて消費者をはじめ、流通業者、販売業者、実需者、学校関係者等に対し、自然循環機能の増進、環境への負荷の低減、生物多様性の保全、より安全で良質な農産物の生産など、有機農業の有する様々な機能についての知識の普及啓発並びに有機農業による農産物の生産、流通、販売及び消費に関する情報の提供に努める。

また、これらの者による優良な取組についての情報発信等に取り組むとともに、消費者に対するJAS法に基づく有機農産物等の表示ルール・検査認証制度及び特別栽培農産物に係る表示ガイドラインの普及啓発に努める。

## 4 有機農業者と消費者の相互理解の増進

県及び市町村は、有機農業者と消費者の相互理解の増進を図るため、食育や地産地消、農業体験学習、都市農村交流等の活動と連携して、地域の消費者や児童・生徒、都市住民等が地域の豊かな自然環境のもとで営まれる有機農業に対する理解を深める取組の推進に努める。

また、民間の団体等による有機農業者と消費者の相互理解を増進するための自主的な活動を促進するため、これらの者による優良な取組についての情報の発信等に努める。

## 5 調査の実施

県は、有機農業により生産される農産物の生産、流通、販売及び消費の動向等の基礎的な情報、有機農業に関する技術の開発・普及の動向、地域の農業との連携を含む有機農業に関する取組事例、その他の有機農業の推進のために必要な情報を把握するため、市町村、有機農業により生産される農産物の生産、流通又は販売に関する団体

その他の有機農業の推進に取り組む民間の団体等の協力を得て、必要な調査を実施する。

#### 6 県及び市町村以外の者が行う有機農業の推進のための活動の支援

県及び市町村は、有機農業の推進のための活動に自主的に取り組む民間の団体等に対し、情報の提供、指導及び助言その他の必要な支援を行うとともに、これらの者と連携・協力して有機農業の推進のための活動を効果的に展開できるよう、相談窓口を設置するなどの所要の体制整備に努める。

また、これらの民間の団体等による自主的な活動を促進するため、優良な取組の情報発信等に努める。

#### 7 市町村に対する援助

県は市町村が行う有機農業の推進に関する施策の策定及び実施に関し、必要な指導及び助言を行うとともに、市町村の職員が有機農業の意義や実態、有機農業の推進に関する施策の体系、先進的な取組事例等有機農業に関する総合的な知識を習得できる研修の実施に努める。

### 第3 その他有機農業の推進に関し必要な事項

#### 1 関係機関・団体との連携・協力体制の整備

##### (1) 県及び市町村における組織内の連携体制の整備

有機農業の推進に関する施策は、有機農業による農産物の生産、流通、販売及び消費の各側面から有機農業の推進のために必要な施策を総合的に講じる必要があることから、これらの施策を計画的かつ一体的に推進し、施策の効果を高めるため、県は、環境農業推進課内に有機農業推進担当者を配置するとともに、これらの施策を担当する部局間の連携を確保する体制を整備する。

また、市町村に対し、同様の体制を整備するよう働きかける。

##### (2) 有機農業の推進体制の整備

有機農業の推進に当たっては、農業者その他の関係者及び消費者の理解と協力を得るとともに、有機農業者や民間の団体等が自主的に有機農業の推進のための活動を展開している中で、これらの者と積極的に連携する取組が重要である。

このため、県は、県および農業振興センターの各段階において設置されている環境保全型農業推進協議会の中に必要に応じて有機農業者や有機農業の推進に自主的に取り組む民間の団体等を加え、有機農業の推進体制を整備する。

##### (3) 有機農業に関する技術の研究開発の推進体制の整備

有機農業に関する技術の研究開発については、県内有機農業者の栽培技術上の課題の把握に努め、国及び各都道府県の試験研究機関、有機農業者をはじめとする民間の団体等における研究活動の成果を踏まえ、必要に応じて、県農業技術センターにおいて取り組む。

#### 2 有機農業者等の意見の反映

県及び市町村は、有機農業の推進に関する施策の策定に当たっては、現地調査、有

機農業者等との意見交換その他の方法により、有機農業者その他の関係者及び消費者の当該施策についての意見や考え方を積極的に把握し、これらを当該施策に反映させるよう努める。

また、県は、有機農業による農産物の生産、流通、販売及び消費の動向を常に把握し、その進捗状況に応じた施策等の検討を行う体制を整備するとともに、市町村に対し、同様の体制を整備するよう働きかける。

### 3 推進基本計画の見直し

この推進基本計画は、有機農業推進法及びこうち農業・農村振興指針、高知県環境保全型農業総合推進プランで示された基本理念及び有機農業の推進に関する事項に従い、推進基本計画の策定時点での諸情勢に対応して策定したものである。

この推進基本計画については、定期的な実態調査等により目標の達成状況、施策の推進状況を把握しながら、必要に応じて見直すこととする。